

3 障第 1226 号  
令和 4 年 3 月 11 日

指定障害者支援施設の長  
指定障害福祉サービス事業所の長 様  
指定一般相談支援事業所の長

長野市保健福祉部障害福祉課長

令和 4 年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出について（通知）

日頃より障害福祉の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 4 年度の介護給付費等の算定にあたり、利用者実績数等の令和 3 年度実績と当該実績に基づく加算等に関する届出が必要となりますので、下記のとおり必要書類の提出をお願いします。

## 記

### 1 提出が必要な事業所

#### (1) 下記のサービスを提供している事業所

(別紙 1～別紙 13 において「◎」が付されている事業所)

**※加算内容の変更の有無を問わず、必ず提出が必要です。**

※令和 3 年 4 月 2 日以降に新規指定を受けた事業所は除きます。

- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援 A・B 型
- 就労定着支援
- 自立生活援助

#### (2) 別紙 1～別紙 13 において「○」が付されている加算を算定している事業所

- 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- 共同生活援助
- 一般相談支援事業所（地域移行支援）

### 2 提出書類

別紙 1 から別紙 13 のとおり

### 3 届出方法

別紙 1 から別紙 13 において該当する提出書類（必須様式に加え、「◎」、「○」、「▲」の書類）を長野市障害福祉課指定給付担当あてに**書面で 1 部提出**

※例年、別紙「必須様式」欄に記載の書類の提出漏れが散見されます。提出前にすべての書類がそろっているか今一度確認をお願いします。

※電子メール添付での提出は受け付けていません。感染症対策のため、郵便での提出にご協力ください。

【送付先】

〒380-8512 長野市鶴賀緑町 1613 番地 長野市障害福祉課指定給付担当

4 届出期限

令和4年4月15日（金） 必着

※就労系サービスの基本報酬の取扱いについては、5（4）も参照してください。

5 留意事項

（1）令和4年度福祉・介護職員処遇改善（特定）加算計画書の提出は、4月からの算定については4月15日（金）締切の予定です。締切以降に提出した場合、加算の算定は計画書の提出日の翌々月からとなりますので、ご注意ください。  
なお、令和4年度の障害福祉サービス等処遇改善計画書の様式については、関係する通知の見直しに伴い変更される予定であるため、厚生労働省から正式な通知が示された後、変更後の新たな様式で提出してください。

（2）前年度実績によらない加算の変更の届出（加算が増加する場合）は本通知の提出期限の対象外となります。通常どおり3月15日までに提出してください。

（3）就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援）の基本報酬の取り扱いについて、令和3年度の報酬算定に係る実績の算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例が認められていましたが、令和4年度については、厚生労働省において対応を検討中のため、厚生労働省から連絡があり次第、別途通知を发出します。

（4）就労継続支援事業所においては、前年度における工賃（賃金計画）実績について、基本報酬の算定区分に関する届出書とは別に、長野県あてに報告する必要があります。報告様式等は別途通知しますので、ご確認ください。

（5）就労移行支援事業所においては、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第183条の規定により、前年度において就職した利用者の数を報告することとなっています。

ついては、前年度実績に基づく就労移行支援に係る基本報酬の算定区分の届出と併せ、当該届出の別紙「就労定着者の状況（就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）」の提出をお願いします。なお、別紙の提出にあたっては、就職者した利用者の雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明

書の写し等の添付をお願いします。

(6) 提出書類の様式は、長野市ホームページに掲載しています。必ず最新の様式をダウンロードの上、届出をお願いします。

【掲載先URL】

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/shougai/59136.html>

長野市保健福祉部障害福祉課

指定給付担当：岩田・伊藤

電話 026-224-8382

FAX 026-224-5093

E-mail shougai@city.nagano.lg.jp